

件名	愛媛県港湾管理条例等の一部を改正する条例	
主管課	港湾海岸課	
根拠法令等		
【改正の概要】		
愛媛県港湾管理条例の一部改正		
1 港湾施設の指定管理者制度を導入		
(1) 港湾施設（公の施設）について、管理委託制度を廃し、指定管理者制度を導入		
	港湾施設	現 行
	松山港外港地区の港湾施設等	県直営
	松山港高浜地区の旅客施設 （松山観光港ターミナル）	管理委託 （松山観光港ターミナル株）
	その他の港湾施設	管理委託（市町）
		改正後
		県直営
		指定管理
		県直営（市町へ業務委託）
(2) 市町に対する事務処理経費の交付規定を規定整備		
県が事務処理の経費として、港湾施設の占用料、使用料及び土砂採取料の10分の5に相当する範囲内の金額を港湾の存する市町に交付する。（現行：港湾施設の維持管理費を交付）		
2 松山港高浜地区の旅客施設（松山観光港ターミナル）の指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の業務、指定の手続、管理の基準等について定める。		
(1) 指定管理者の業務		
ア 管理運営に関すること。		
イ 利用の促進に関すること。		
ウ 施設、附属設備及び備品の維持管理及び修繕（知事が定める修繕を除く。）に関すること。		
エ その他知事が定める業務		
(2) 指定管理者の指定		
ア（申請） 申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、指定期日までに提出		
イ（選考基準） 指定港湾施設の管理を適正かつ確実に行うことができるもの。		
指定港湾施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるもの。		
指定港湾施設の利用者の平等な利用を確保できるものであるもの。		
相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるもの。		
ウ（公表・公示） 指定管理者の指定又は取消したときは公示する。		
(3) 管理の基準		
ア 港湾法その他関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。		
イ 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。		
ウ 施設の維持管理及び修繕を適切に行うこと。		
エ 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。		
(4) 指定管理者の原状回復義務等		
ア 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき等は、知事の承認を得たときを除き、施設等を直ちに原状に回復しなければならない。		
イ 知事は、指定管理者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。		
3 港湾施設における「行為の禁止」の適用除外		
港湾施設において、禁止行為とされている汚物を荷役する必要性が生じたため、「知事が特別の事由があると認めるときは」、行為の禁止を適用しない規定を設ける。		
愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例（昭和39年10月6日条例第48号）の一部改正 愛媛県港湾管理条例第15条の2（第15条第2項）に規定する交付率		
施行日	平成18年4月1日（2(2)及び3は、公布の日）	